

令和6年第4回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和6年9月3日																																										
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																										
開 会 （ 開 議 ）	9月3日午前9時9分宣告（第1日）																																										
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 関 順 子</td> <td>2 番 須 藤 啓 二</td> </tr> <tr> <td>3 番 岩 崎 真 滋</td> <td>4 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>5 番 山 本 隆 史</td> <td>6 番 稲 月 敏 子</td> </tr> <tr> <td>7 番 植 田 い ず み</td> <td>8 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>9 番 井 戸 太 郎</td> <td>1 0 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 森 田 勝</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二	3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一	5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子	7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮	9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹	1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫																														
1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二																																										
3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一																																										
5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子																																										
7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮																																										
9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹																																										
1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫																																										
欠 席 議 員	な し																																										
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>上 田 薫</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>寺 口 浩 代</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>事 業 部 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>浦 井 久 嘉</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>岡 田 康 裕</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>勝 山 修 志</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>木 崎 広 親</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>東 川 美 和</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>浅 井 実 千 代</td> </tr> <tr> <td>こ ども 支 援 課 長</td> <td>西 岡 直 美</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>竹 吉 一 人</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>松 本 浩 至</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>田 中 伸 明</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>酒 井 智 志</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 参 事</td> <td>石 見 幹 子</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	上 田 薫	理 事	寺 口 浩 代	総 務 部 長	山 崎 孔 史	住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘	事 業 部 長	西 岡 勝 三	教 育 部 長	川 西 貴 通	政 策 推 進 課 長	浦 井 久 嘉	総 務 防 災 課 長	岡 田 康 裕	税 務 課 長	勝 山 修 志	住 民 生 活 課 長	木 崎 広 親	健 康 保 険 課 長	東 川 美 和	福 祉 課 長	浅 井 実 千 代	こ ども 支 援 課 長	西 岡 直 美	観 光 産 業 課 長	竹 吉 一 人	都 市 建 設 課 長	松 本 浩 至	上 下 水 道 課 長	田 中 伸 明	教 育 委 員 会 総 務 課 長	酒 井 智 志	健 康 保 険 課 参 事	石 見 幹 子	都 市 建 設 課 参 事	島 野 千 洋
町 長	西 脇 洋 貴																																										
副 町 長	植 田 充 彦																																										
教 育 長	上 田 薫																																										
理 事	寺 口 浩 代																																										
総 務 部 長	山 崎 孔 史																																										
住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘																																										
事 業 部 長	西 岡 勝 三																																										
教 育 部 長	川 西 貴 通																																										
政 策 推 進 課 長	浦 井 久 嘉																																										
総 務 防 災 課 長	岡 田 康 裕																																										
税 務 課 長	勝 山 修 志																																										
住 民 生 活 課 長	木 崎 広 親																																										
健 康 保 険 課 長	東 川 美 和																																										
福 祉 課 長	浅 井 実 千 代																																										
こ ども 支 援 課 長	西 岡 直 美																																										
観 光 産 業 課 長	竹 吉 一 人																																										
都 市 建 設 課 長	松 本 浩 至																																										
上 下 水 道 課 長	田 中 伸 明																																										
教 育 委 員 会 総 務 課 長	酒 井 智 志																																										
健 康 保 険 課 参 事	石 見 幹 子																																										
都 市 建 設 課 参 事	島 野 千 洋																																										

<p>本会議に職務のため出席した者の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査</p>	<p>浅 井 利 育 高 橋 恭 世 竹 村 恵</p>
<p>町長提出議案の題 目</p>	<p>報告第 7 号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)</p> <p>報告第 8 号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)</p> <p>報告第 9 号 議会の委任による専決処分の報告について (平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について)</p> <p>報告第 10 号 放棄した債権の報告について</p> <p>報告第 11 号 放棄した債権の報告について</p> <p>議案第 39 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 40 号 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 41 号 令和 6 年度平群町一般会計補正予算 (第 3 号) について</p> <p>議案第 42 号 令和 6 年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について</p> <p>議案第 43 号 令和 6 年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について</p> <p>議案第 44 号 令和 6 年度平群町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について</p> <p>議案第 45 号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について</p> <p>議案第 46 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について</p> <p>議案第 47 号 奈良広域水質検査センター組合の解散について</p> <p>議案第 48 号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について</p>	

町長提出議案 の題目	<p>議案第49号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について</p> <p>諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて</p> <p>諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて</p> <p>認定第1号 令和5年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第2号 令和5年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第3号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第4号 令和5年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第5号 令和5年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第6号 令和5年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第7号 令和5年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第8号 令和5年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第9号 令和5年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第10号 令和5年度平群町水道事業会計決算の認定について</p> <p>認定第11号 令和5年度平群町下水道事業会計決算の認定について</p>
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 11番 森田 勝 12番 馬本 隆夫

令和 6 年 第 4 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 3 日 (火)

午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 7 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 5 | 報告第 8 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 6 | 報告第 9 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 7 | 報告第 10 号 | 放棄した債権の報告について |
| 日程第 8 | 報告第 11 号 | 放棄した債権の報告について |
| 日程第 9 | 議案第 39 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 40 号 | 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 41 号 | 令和 6 年度平群町一般会計補正予算 (第 3 号) について |
| 日程第 12 | 議案第 42 号 | 令和 6 年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 13 | 議案第 43 号 | 令和 6 年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 14 | 議案第 44 号 | 令和 6 年度平群町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 15 | 議案第 45 号 | 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 16 | 議案第 46 号 | 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について |
| 日程第 17 | 議案第 47 号 | 奈良広域水質検査センター組合の解散について |

日程第 1 8	議案第 4 8 号	奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
日程第 1 9	議案第 4 9 号	奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について
日程第 2 0	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
日程第 2 1	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
日程第 2 2	認定第 1 号	令和 5 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 2 号	令和 5 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	認定第 3 号	令和 5 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 4 号	令和 5 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	認定第 5 号	令和 5 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 7	認定第 6 号	令和 5 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 8	認定第 7 号	令和 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 9	認定第 8 号	令和 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 0	認定第 9 号	令和 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 1	認定第 1 0 号	令和 5 年度平群町水道事業会計決算の認定について
日程第 3 2	認定第 1 1 号	令和 5 年度平群町下水道事業会計決算の認定について
日程第 3 3		先進地視察計画書について

開 会 (午前 9時09分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和6年平群町議会第4回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第4回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用のところお集まりを頂き、ありがとうございます。議員の皆様には、町政の運営に対し、御理解と御協力を頂いておりますことに御礼を申し上げます。

9月に入り、初秋の季節となりましたが、今年は猛暑や線状降水帯の発生による記録的豪雨による大雨、台風等により、各地で災害が発生いたしました。

さて、8月に入り、8日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。宮崎県内では最大震度6弱の地震、翌9日には神奈川県西部を震源とする最大震度5弱の地震が発生しました。また、8月19日には茨城県北部を震源とする最大震度5弱の地震が発生するなど、全国で地震が頻発しております。特に8月8日に発生した日向灘を震源とする地震では、初めて南海トラフ地震の想定震源域で、大規模地震の発生可能性が平常時に比べ、相対的に高まっていると考えられたことから、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。今回のこの情報は1週間後の8月15日に解除されましたが、町といたしましても、引き続き、有事に備えてまいりたいと考えております。

南海トラフ沿いでは、いつ大規模地震が発生してもおかしくないことに留意し、日頃からの地震への備えについては、住民の皆様にも各御家庭で災害への備えについて、いま一度考えていただきたい、備えを十分にしていきたいと思っております。

台風状況につきましては、台風7号については、お盆休みのUターンラッシュに首都圏を直撃し、台風周辺の暖かく湿った空気や台風本体の雨雲の影響で関東甲信地方を中心に、東日本から東北地方では、台風の接近前から局地的に非常に激しい雨が降り、15日から17日かけて大雨となりました。台風10号については、非常に強い勢力で九州に上陸し、台風の動きが遅いため、西日

本を中心に、長い時間におわたって猛烈な風や猛烈なしけが続き、台風直撃の九州だけでなく、台風から遠いところでも連日非常に激しい雨や猛烈な雨が観測され、各地で線状降水帯が発生し、記録的な大雨となり、道路冠水や河川の増水、氾濫、土砂災害、家屋への浸水など、大きな被害をもたらしました。平群町内においては人的被害等もなく、大きな被害状況は発生をいたしませんでした。被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方の御冥福と、一日も早い復旧を祈念申し上げます。

6月の定例会から本定例会までの主な平群町の出来事でございますが、6月28日には平群町自主防災会の総会が開催されました。総会の後、陸上自衛隊第7施設群長様より、能登半島地震災害派遣の対応について御講演を頂きました。平群町では、地域防災力の向上を町の重点施策と位置づけ、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりの取組を進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

6月28日には、住民の皆様や町職員の出迎える中、核兵器全面禁止、核廃絶国際条約の実現等を目指し、原水爆禁止国民平和大行進として平群町を御訪問いただきました。核兵器のない平和な社会実現に向け、取り組んでまいります。

7月11日には、人権・命の尊さへの町民集会を開催いたしました。NPO法人関西NGO協議会事務局長の栗田佳典様に、「平和への一歩～世界で今何がおきているか～」、子ども、平和、人権、命の大切さについて御講演を頂きました。この集会を契機といたしまして、さらなる人権意識の高揚と人権教育の取組に向け、関係機関との連携はもとより、学校関係者、地域住民の皆様のお力を頂き、豊かな人のつながり、相手を思いやる心を大切に、互いの人権を尊重できる社会を築くため、今後とも皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

8月24日、25日の両日、平群町文化センターにおいて、「2024年 平群平和のための戦争展」が開催されました。今もロシアによるウクライナへの侵略戦争が続き、パレスチナ自治区ガザへ、住民への無差別殺りくと破壊が行われております。多くの方の参加を頂き、過去の戦争の悲惨さやもどかしさ、人々の悲しみなどを学び、感じ取り、戦争と平和の大切さを考える機会となりました。

学校関係では、奈良県吹奏楽コンクールにおいて、中学校の部において平群中学校が金賞を受賞し、平群中学バスケットボール部男子が奈良県大会で優勝を果たしました。

さて、9月定例議会では、令和5年度の一般会計、特別会計の決算を審議い

ただ、議会であることから、1年間の事務総括ということでもよろしくお願ひいたします。

令和5年度の一般会計の決算は、実質収支で3億1,396万3,000円の黒字、単年度収支では4,447万5,000円の赤字、実質単年度収支では、1億5,642万6,000円の黒字決算となりました。各特別会計においても、実質収支については、収支プラスマイナスゼロか黒字決算となりました。国民健康保険特別会計では、実質収支が1億7,710万7,000円の黒字、実質単年度収支が1,182万8,000円の赤字となりました。介護保険特別会計については、実質収支はゼロ円で、実質単年度収支は6,657万7,000円の赤字となりました。決算内容の詳細につきましては、決算書並びに成果報告書、附属資料を添付しておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告に記載のある数値である経常収支比率は88.4%、昨年より2.1ポイント改善、実質公債費比率が12.7%と、昨年に比較して1.7ポイント改善しております。また、将来負担比率については140.7%と、昨年に比較し、16ポイントの改善となりました。このことについては、令和5年度に地方債の繰上償還を実施したことによるものであります。

財政の健全化を示す財政指標についても、実質公債費比率や将来負担比率は徐々にではあります改善傾向にありますが、全国的に見て健全財政とは言えず、平群町の財政状況はまだまだ厳しい状況が続いており、平群町緊急財政健全化計画に基づき、健全な財政運営が確保できるように取り組んでまいります。議員各位におかれましても、この状況を御理解いただきますようお願いいたします。

本議会では、令和5年度の各会計の決算認定11件と条例の一部改正2件、一般会計補正予算、各特別会計補正予算及び事業会計補正予算、諮問案件2件、奈良県後期高齢者医療広域連合の規約改正、奈良広域水質センター組合関連が3件、奈良県広域水道事業企業団の設立に関する協議、報告案件としまして、議会の委任による専決案件が3件、平群町債権管理条例に基づく債権の放棄について2件の議案の審議をお願いしております。併せて、いずれの議案におきましても慎重審議いただき、可決、認定、同意を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により11番、森田議員、12番、馬本議員を指名いたします。本定例会会期中、よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から9月20日までの18日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

9月 3日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願ひします。

9月 5日（木） 決算審査特別委員会（一般会計） 午前9時より

9月 6日（金） 決算審査特別委員会（各特別会計・各事業会計）
午前9時より

9月 7日（土） 休会でございます。

9月 8日（日） 休会でございます。

9月11日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

9月12日（木） 本会議（一般質問） 午前9時より

9月14日（土） 休会でございます。

9月15日（日） 休会でございます。

9月16日（月・祝） 休会でございます。

9月20日（金） 本会議（最終日） 午後2時から
以上でございます。

○議長

議会運営委員会を開催していただきますので、暫時休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午前 9時17分）

再 開 （午前 9時25分）

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

過日及び先ほど開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会、山田委員長。

○議会運営委員長（山田仁樹）

去る8月22日木曜日、午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日から始まりました第4回定例会の議会運営についての協議及び先進地視察研修について協議いたしました。

また、一般質問の時間について、議員1人につき、おおむね1時間をめどとすることを試行として行ってまいりましたが、今後は申合せとして進めていくことに決定いたしました。

さらに、報告として、新庁舎建設特別委員会で議長が一任されていた今後の議会運営において、本会議中心主義もしくは委員会中心主義で行うことについての検討を議会運営委員会で行うよう要請があったので、議会運営委員会で協議を行うことを報告いたしました。

また、先ほど開催いたしました議会運営委員会では、決算審査特別委員に内定した委員の1人が裁判の公判に出席しなければならず、当日の表決に加われないという申出があったので、委員の一部を変更することに決定いたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続きまして、7月8日に開催されました新庁舎建設特別委員会の報告を求めます。植田新庁舎建設特別委員会委員長。

○新庁舎建設特別委員長（植田いずみ）

それでは、報告をさせていただきます。

去る7月8日月曜日、午後2時より新庁舎建設特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、新庁舎建設の議論の進め方についてであります。当局より説明をもらい、協議を行いました。

以上のとおり、新庁舎建設特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続きまして、7月16日に開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。馬本公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（馬本隆夫）

それでは、報告をさせていただきます。

去る7月16日火曜日、午前10時より公共交通対策特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、エヌシーバス株式会社からの申入れについてであります。当局より説明をもらい、協議を行いました。

以上、公共交通対策特別委員会の御報告とさせていただきます。

○議長

続きまして、8月26日に開催されました総務建設委員会の報告を求めます。長良総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（長良俊一）

それでは、総務建設委員会より御報告させていただきます。

令和6年8月26日月曜日、午前10時より総務建設委員会を開催いたしました。

案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。以上です。

○議長

ありがとうございます。

続きまして、8月26日に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。稲月文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（稲月敏子）

それでは、文教厚生委員会より報告をさせていただきます。

令和6年8月26日月曜日、午後2時より文教厚生委員会を開催いたしました。

した。

案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。
以上です。

○議長

続きまして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。植田副町長。

○副町長

それでは、予備費の執行状況について御報告を申し上げます。

8月16日、プリズムへぐり福祉ゾーンの空調設備の故障に伴いまして早急な復旧が必要となりましたので、プリズムへぐり管理費の工事請負費で203万5,000円を充用しております。

当初予算額が1,925万1,000円に対しまして、令和6年度の充用額については570万9,000円、残額については1,354万2,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和6年8月2日に専決処分をしております。

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定についてということですが、令和5年10月30日、奈良市宝来4丁目18番1号付近、奈良のパークホテルの合流レーン付近なんですけど、その奈良県道1号において、町の運転する公用車と自動車とが接触し、双方の車に損害を与えたということで、和解によりまして、損害額の決定をさせていただいたものでございます。

損害賠償の額につきましては5万6,100円、損害の割合につきましては、町が10%、相手側が90%でございます。

所管課につきましては、事業部都市建設課でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第5 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。山崎総務部長。

○総務部長

それでは、報告第8号 議会の委任による専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和6年8月5日に専決処分をしております。

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

令和6年6月5日、平群町福貴1301番地ということで、平群中学校の駐車場内におきまして、公用車が駐車中の自動車と接触したというものでございまして、相手側の車両に損害を与えたということでございます。

損害賠償の額につきましては29万4,050円でございます。その責任割合につきましては、町が100%となっております。

次に、所管課につきましては、教育委員会総務課となっております。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第6 報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について
(平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について)

の報告を求めます。松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について御説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、令和6年8月16日に専決処分をさせていただいております。

もう1枚おめくりいただきまして、平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてでございます。

順次御説明を申し上げたいと思います。

再度ページをおめくりいただきまして、提案理由でございます。提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、詳細につきまして、別添の改正概要に基づき、御説明を申し上げます。別添改正概要を御覧ください。

本条例におきましては、児童扶養手当法施行令の改正に伴いまして、本条例で引用する条項にずれが生じたため、規定整備を行うものでございます。具体的には、内容にも記載しておりますとおり、令の改正によりまして、条項及び表、欄等の削除、また追加、繰上げなどにより改正された条項に基づき、本条例の引用条項を改正したというものでございます。詳細については、裏、内容のとおりでございます。

なお、施行期日につきましては、令和6年11月1日となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第7 報告第10号 放棄した債権の報告について
の報告を求めます。山崎総務部長。

○総務部長

それでは、報告第10号 放棄した債権の報告について御説明申し上げます。

この債権放棄の報告につきましては、昨年12月議会で制定いたしました債権管理条例に基づきまして、議会に報告するものでございます。

それでは、下段の表を御覧いただけたらと思います。債権放棄の内容について、御説明させていただきます。

まず、債権の名称につきましては、住宅使用料でございます。債権管理条例の適用条項につきましては、第9条第1項第5号で、事由につきましては、相続人不存在でございます。債権者が死亡され、相続人は相続放棄をされております。件数20件ということですが、20か月分ということでございます。人数につきましてはお1人です。金額につきましては、43万5,000円となっております。

続きまして、下段、駐車場使用料でございます。こちらにつきましても第9条第1項第5号で、相続人不存在でございます。件数につきましては72件、72か月分でございます。住宅使用料の債権者の方と同様の方でございます。額につきましては7万1,500円となっております。

債権放棄の合計につきましては、92件、お1人で50万6,500円でございます。

以上報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第8 報告第11号 放棄した債権の報告についての報告を求めます。西岡事業部長。

○事業部長

それでは、報告第11号 放棄した債権の報告について、御説明をさせていただきます。

それでは、下段の債権放棄の内容についてでございます。

債権の名称、水道料金でございます。債権管理条例の適用条項は第9条第1項第5号で、事由については相続人不存在でございます。こちらについても、債権者は死亡され、相続人は相続放棄をされております。件数につきましては12件で12か月分となっております。人数についてはお1人でございます。債権放棄の金額については、3万3,451円でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第9 議案第39号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第39号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○11番

今、部長から御説明があったんですけども、手続が簡素化できるということなんですけども、具体的に、例えば、今御説明がありましたように、心身障がい者医療助成の手続をするときに、今までどんなものが必要で、今後どういうことになるのか、分かる範囲、お答えください。

○議長

東川健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

例えば、心身障がい者医療費助成に該当すると思われる方につきましては、身障者手帳や療育手帳、いろんな手帳がございますが、その等級が範囲の条件として、例えば1種1級、1種2級であるとか2種の方であるとか、いろんな等級の中での要件が決まっております。その中で、該当すると思われる方が申請を行うんですが、その添付書類として、住民登録が平群町にされている方とか、所得条件がございますので、その所得条件に合っているかとか、そういったものをご確認させていただきます。それまでは、所得の状況につきましても、役場の中で同じ税務課がございますので、そちらで情報共有というものをできることになっているので、その辺については、今でも個人番号を使わなくても確認させていただく内容とはなっているんですが、転入等で平群町に来られる場合とかにつきましては、所得の情報というのが平群町にございませんので、元おられた住所地での所得証明書というものを準備いただいて、役場のほうに申請時に提出していただくような形になっております。

それが、こちらの事務のほうに追加することによって、個人番号を用いて、そこに登録されている中間サーバーのほうに提供されている情報を、申請時に同意を得ることで見させていただき、照会させていただいてその情報を得る。得ることによって、本人さんからの申請書類にも所得証明書の添付が不要となりますので、事務の利便性も含め、本人さんたちの手間であったり費用であったりというものが省略されるようになりますので、よきものであるのではないかと考えております。

○議長

森田議員。

○11番

今、課長から御説明頂きましたように、住民票とか所得証明書を添付しなくてもいいと。かつ、それにかかる費用もかからないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長

東川課長。

○健康保険課長

はい、議員のおっしゃるとおりです。

○議長

ほかにございませんか。植田議員。

○7番

今回、連携項目の追加ということで、ということは、福祉医療全てがマイナ

ンバーにひもづけされるという理解でいいのかということと、今、メリットの関係をおっしゃったんですか、デメリットは全くないのかどうか。これは住民側にとっても行政側にとってもですが、そこら辺はどういうふうに思われているのか。

それと、新たに利用する、開始する項目ということで、住民票とかいろいろあるんですけども、これも言うたらマイナンバーにひもづけをするという、そういう理解でいいのか、この関係がちょっとよく分からないんですけども。

それと、マイナカードですね。マイナカードへの、これはマイナンバーでのひもづけの部分ですけども、マイナカードに対しては、何かそれを行うことによって、ひもづけという形は、カードについて、何らかの形でひもづけをすることになるんでしょうか。そこら辺はどうでしょう。

○議 長

東川 課長。

○健康保険課長

お答えさせていただきます。

マイナンバーそのものへのひもづけという作業ではございません。行政の持っている所得であったり住民票の情報であったり、いろんな情報ですね、こちらで事務を追加させていただく内容等につきましても、要は個人番号で管理されているものに対して、情報の提供をコンピューターの中に行うという形です。その行われたコンピューターの中身について、個人番号で管理しているというようなものです。ですので、カードそのものにひもづけているという情報ではございません。

デメリット、メリットですね。先ほどはメリットのほうでお答えさせていただきましたが、デメリットですね、この業務をするに当たっては、マイナンバーカードをお持ちである、お持ちでないは関係ございません。マイナンバーという個人番号は全国民に振られているものですので、その個人番号に伴って内容を照会しに行く、情報提供を受けるという形になっておりますので、今のところ、ないかなというふうには考えております。

○議 長

ほかにございませんか。いいですか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。植田議員。

○ 7 番

私は、この議案第 39 号については、反対の立場で討論をいたします。

マイナンバー制度には個人情報漏えいのリスクがあるという問題、これはもうずっと言われてきました。現在でもそうです。情報連携項目の追加や利用開始する項目を増やすことで、第三者がマイナンバーを入手すれば、そのマイナンバーの個人情報のほぼ全てを入手することになるのではないかと。今回の情報連携項目や利用項目の追加という部分では、個人情報漏えいのリスクを高めることにつながることから、本条例改定案には反対をいたします。

以上です。

○ 議 長

ほかにございませんか。山本議員。

○ 5 番

議案第 39 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、福祉医療助成、精神障害者医療助成制度に関する事務手続をマイナンバー情報連携に追加する条例改正であります。情報連携とは、マイナンバー法に基づき、これまで住民の皆様が行政の各種手続で提出する必要のあった書類を、先ほどの説明もございましたが、省略することができるよう、これは、国が整備した専用の情報ネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で住民票コードから生成された符号を基に情報をやり取りすることです。

先ほど指摘にもありましたけども、マイナンバー制度の安全対策としては、今のところ、マイナンバーが漏えいしても、個人情報は一元管理していないので、芋づる方式に漏えいが連鎖することもない。また、情報システムへ不正アクセスできないように第三者機関が監視・監督しているなど、何重にもセキュリティがかかっているのです、私は信頼できると思いますので、本議案には賛成といたします。

○ 議 長

ほかにございませんか。森田議員。

○ 1 1 番

議案第 39 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

マイナンバー、個人番号は、住民票を持つ日本国内の全住民に付番された 1

2桁の番号で、社会保障制度や税制、災害対策などの法律や条例で定められた事務手続に関するものに使用されるものであり、マイナンバーによって個人の特定を確実に、かつ迅速に行うものであります。

先ほど東川課長から御説明がありましたように、助成の申請手続には添付書類も要らなくなり、費用もかからない。また、手続が簡単に迅速にできるということであります。また、職員の事務の合理化も図れることから、議案第39号の条例改正案に賛成いたします。よろしく願いいたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第39号について採決を行います。

本案について、可決することに賛成の方は挙手を願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第39号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第10 議案第40号 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第40号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7番

一つ、この罰則規定について、これまで適用されたことはあるのでしょうか。そこら辺、どうなのかということをお聞きをしておきます。

それと、過料の額を2万円以下から10万円以下に引き上げるという今回の一部改正なんですけれども、これの理由として、県単位化による整合性を図るためとあるんですけれども、これって、単位化に向けて、必ずそうしなければならないものではないですよ。そこら辺の、この過料5倍になるわけですから、引き上げる理由として、もう少し踏み込んだお答えを頂けたらなというふうに思います。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま御質問いただきました罰則規定についてでございますけれども、今まで適用があったのかということでの御質問でございますが、適用についてはございません。

あと、額の改定ということでございます。必ずではないということ、それにつきましては議員おっしゃるとおりでございます。今の状況といたしましては、奈良県内で四つの町と村が2万円という状況で、その他の市町村につきましては10万円という過料を設定をされております。これは、いわゆる罰則規定でございますので、例えば具体的に証の提示を求めなかったり、我々が必要とする情報を本人が求めたにもかかわらず提供が行われなかったというものの罰則規定でございますので、その分につきましては、従来2万円であったものを10万円に引き上げるということでございますので、罰則規定の適用ということでございますので、県内の状況と合わせたような形、今回の改正で他の市町村も改正をされるということで情報を得ておりますので、併せて改正を行うというものでございます。

○議長

植田議員。

○7番

ありがとうございます。じゃあもう全県的に全部統一されるという、そういう考え方でいいんですね。これ、先ほどの適用というのは、平群町については適用がなかったという見方で、県下ではあったとか、そこら辺の情報を持ってはったら教えてください。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほど議員おっしゃっていただきました、これで県内全ての市町村がということでございます。今回、皆が改正されるということで、今のところ情報は得ております。

あとそれと、申し訳ございませんが、他の市町村の適用状況については情報を持ち得ておりませんので、お答えできないということで御了承お願いいたします。

○議長

ほかにございませんか。馬本議員。

○12番

今おっしゃったように、3町1村が今2万円やと、罰則規定が、現在な。それを、今度、統一になったんで改正する、罰則規定を10万円以下に改正する。その中に、平群町が1町入ってますよという認識の下の改正ということでしょうか。

○議長

松本部長。

○住民福祉部長

ただいま議員おっしゃっていただいたとおりでございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第40号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第40号 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

続きますして

日程第11 議案第41号 令和6年度平群町一般会計補正予算（第3号）
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。山崎総務部長。

○総務部長

議案第41号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。関議員。

○1 番

補正予算概要のところの3ページでございますけれども、がん患者支援事業補助金実績の増加に伴う補助金の増額というところで、これは昨年、ちょうど1年前、私がこの9月議会で一般質問させていただきまして事業化していただいたものでございます。大変ありがとうございます。7月現在でもう8名ということで、ちょっと私自身、びっくりしているところでございます。がんになるということはすごい悲しいことではありますけれども、住民さんにお役に立っているのかなと思っております。

このときですね、御相談のときの住民さんの御様子、ちょっと私の聞きたいところなんですけれども、と、またこれ、3か月で8名ということで、このまま増えていったらどうされるのかというところをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議 長

健康保険課石見参事。

○健康保険課参事

失礼します。

がん患者支援事業補助金ですけれども、こちらのほうも思ったよりたくさん

の方から申請していただいたということで、本当に私も驚いているような状態です。5月の広報に掲載しまして、5月に5名で、6月に3名、8月にも1名ありました。ホームページにも掲載しております。

申請に来られてお話する機会を持ってるんですけども、なかなかうちのほう、検診とかで、何も無いときに予防しましょうという関わりをしてるんですけども、実際、かかれて治療を受けてということで、そういう方との関わりが持てたことは大きなことかと思っております。2万円の助成ということで、かなりいろいろと医療費以外の負担というのもしておられるということも聞いておりますので、そういう経済的な負担の軽減ということで、大変いい事業だなと思っております。

実績が、今9件ということで、今回20名の増額補正ということでお願いしてるんですけども、5月、6月ほど、申請がちょっと少なくなってきたなというような状況ですので、また適宜、ホームページはずっと掲載してるんですけど、広報等で掲載して、困っておられる方の助けになるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

関議員。

○1 番

大変ありがとうございます。

今9件ということですね。今、本当にこの時代、2人に1人ががんになるという時代でございます。また、私の友達も、がんになりながらもお仕事されてる方とか結構多いです。ですので、またこれからも引き続き丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。植田議員。

○7 番

幾つかお聞きをします。

普通交付税が確定して、普通交付税が今回の補正で増額、臨時財政対策債が減額をされて、差引き1億4,380万円ほどの増加となっています。この要因についてはどのようにお考えになっているのかというのが一つ。

それと、昨年度決算の確定で、昨年度末の財政調整基金の残高が7億8,900万円で、先ほどちょっとありましたように、今年度の現時点での財政調整基金の残高は8億4,900万円ほどだというふうにおっしゃってたと思うん

ですけれども、この状況の中で、今年度の収支についてはどのような見通しを持っておられるのか、この点についてお聞きをします。

○議長

浦井政策推進課長。

○政策推進課長

お答えいたします。

まず、普通交付税の確定に伴うことですが、まず、こちらにつきましては、年度当初前に国の地財計画に基づきまして、交付税あるいは臨財債の伸び率が設定をされております。そちらの内容も参考にしながら、平群町における交付税算定の基礎数値を確認しながら、予算計上として、総額26億円ということで計上しておりました。乖離の要因ということなんですけれども、今回の普通交付税の算定におきましては、国の地財計画の中でも示されておったんですけれども、子ども関係の経費を別立てで措置をするということであるとか、物価高騰に伴って3%程度の伸びを措置をするというようなことをございました。こちら、交付税の算定、単位費用がしっかり示されないと金額ははっきり固まらないということもあったんですが、結果としまして、交付税の単位費用が伸びたことに伴って、基準財政需要額のほうにつきましては増えましたと。

一方で、基準財政収入額のほうなんですけれども、こちらにつきましても、一定コロナ明けの収入等の増を見込みまして収入を見込んでおったんですけれど、こちらは逆に見込みよりも少なかったという二つの要因がございましたが、結果として、国の対策に基づきまして増額になったというのが要因でございます。

続きまして、決算の確定に伴う財政調整基金のことですが、今後の財政運営につきましてということなんですけれども、まず年度当初で1億8,000万円程度の収支不足を補うために財政調整基金の繰入れを行ってました。今回の年度途中のこの交付税の確定に伴いまして、できるだけ財政調整基金を積み立てず、将来の財政負担に備えるために財政調整基金に積み立てていきたいということで思っております。

最後に、今年度の決算見込みということですが、まだ今後、人件費の補正であったり、事業等の補正であったりということが見込まれますので、まだちょっと現時点では決算見込みについては、まだ分析し切れてないというのが現状でございます。

以上です。

○議長

質疑ございませんか。植田議員。

○7番

北幼稚園が、今度、幼保認定こども園のほうに移行されるということで、2年後にね、どういう体制になるのか、もしつかんでおられたら、ちょっと定員も含めて、どういう形で運営されるのかというのを分かっておられれば、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

それと、小中学校での、先ほどこちょっと説明があったんですが、教育推進事業、ネットワークアセスメント実施促進事業とあるんですけど、もう少しちょっと詳しくというか、分かりやすく説明をして、どういうふうなことでこの事業を進めていくのかというのを、再度ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

北幼稚園の移行後の定員数なんです。幼保連携型認定こども園に移行されます。令和8年度から予定されておまして、定員のほうは106名の定員になり、内訳は、1号が54名、52名が2号、3号の定員予定と聞いております。以上です。

○議長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

教育委員会からです。

ネットワークアセスメント実施促進事業なんですけども、こちらは、小学校、中学校におけるW i - F i ポイントの弱点地域を調査すると。現行のネットワークの分析診断することで、現状の把握を行うという事業になっております。以上です。

○議長

植田議員。

○7番

ごめんなさい、この北幼稚園のほうの認定こども園については、ごめんなさい、1号が54名、2号、3号は何名何名でしたか。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

2号、3号で52名の予定です。

○議長

植田議員。

○ 7 番

それで、じゃあ、北幼稚園も今後、ゼロ歳児から受入れをすると、そういう理解、町内にある認定こども園と同じような体制で臨むということですよ。それだけ確認ね。

○ 議 長

西岡こども支援課長。

○ こども支援課長

議員おっしゃるとおり、ゼロ歳児から2歳児も保育されるということで聞いております。

○ 議 長

ほかにございませんか。森田議員。

○ 1 1 番

今、植田議員からありました北幼稚園のことなんですけども、国の制度のほうで施設整備費で補助がつくということなんですけど、具体的にどんな整備をやられるのか。

○ 議 長

西岡こども支援課長。

○ こども支援課長

今、移行するに当たり、現存の園庭にまず新庁舎を新たに建設され、当該施設に整備補助金を交付させてもらうんですけども、幼稚園から認定こども園に移行するに当たり、施設等の基準に不足があるので、また、施設自体が老朽化しているということで、安全な快適な教育環境を創造するために、園舎の大規模な建て替えを実施される予定になっております。

○ 議 長

森田議員。

○ 1 1 番

園舎の大規模な建て替えをやるための補助金ということで理解していいんですか。総額幾らで、北幼稚園さん、日本橋学園さんは、幾らお金を負担する考えなのか、全然負担しない予定なのか、分かれば。

○ 議 長

西岡こども支援課長。

○ こども支援課長

こちらのほうは、工事建設に当たり、総事業費を5億8,825万円。こちらのほうは工事費とか設計とか備品購入の分も入っております。こちらのほうが、国庫補助率が、保育所部分が3分の2、教育部分が2分の1となって、町

の負担分が保育12分の1、教育部門4分の1となっておりまして、補助対象額なんですけども、国庫整備の交付金のほうは総額で2か年分になるんですけども、2億1,359万円、町負担分が5,403万円の予定になっておりまして、北幼稚園の負担額としましては3億2,118万8,000円となっております。

○議長

森田議員。

○11番

詳細、また教えてください。また参りますので。

それとね、根本的なことなんだけど、保育園の入園基準が緩くなるというんですか、働かなくても保育を受けられる制度が導入されるというふうに聞いてるんですけども、今の町の取組はどのようになっているのか。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

本格的には令和8年度からこども誰でも通園制度というのが始まるんですけども、今のところ、町内ではそのことをしておりません。8年度に向けて、ゆめさとこども園等の空き教室があれば、そちらのほうで導入は考えているんですけど、今のところは、ゆめさとこども園の一時保育のほうで賄えてるということで、こちらのほうは今、導入しておりません。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

今導入してないのはよく分かりましたけど、将来的には、今展望をお持ちになっているのか。例えば、入園希望者が増えてくるのが当然予測されるわけですね。その体制なりはですね、当然園舎が一般的に言うて足らなくなる可能性はあるんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺の検討はされてるんでしょうか。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

今後の見込みということであろうかと思えます。誰でも通園制度は令和8年度、先ほど課長が申し上げましたように、開始をされる予定でございます。そういった中で、今年度ですね、レイモンドこども園が開設をされ、また、北幼

稚園のほうはこども園化されるということで、従来の公立こども園だけではなくですね、私立のこども園ということで町内に整備をされるということでございますので、そういった関係で、かなり入園のキャパは増えてきておるということもありますし、また、公立のこども園の定数、定員のこともございますので、その辺りを十分に検討、勘案しながらですね、今後、こども園の入園の希望が増えるのは間違いないかと思えますけども、その辺りも見越した上で、8年度に向けて検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

ほかにございませんか。植田議員。

○7 番

産後ケア事業のことで、これ、先ほど説明の中でも当初予算とほぼ同額、今回、補正として上がってきてるんですけども、この実態ですね、多分、産後うつとかいろいろなことが言われる中で、ここを利用される方も増えてると思うんですが、どういうふうな運営事態というか、サービス提供の状況になってるのか、少し御報告いただけますか。

○議 長

石見健康保険課参事。

○健康保険課参事

失礼します。

産後ケア事業ですけれども、今年度からこども家庭センターを開設しまして、妊娠期から切れ目ない支援を行っております。町内に助産院がありますので、そちらのほうと委託契約を結んでおりまして、使っていただきやすい環境になっております。

この事業は、支援が不足する御家庭に適した支援であるということと、あと国の方針として、産前産後の心身の負担を軽減するために、希望する方は全て利用していただけるような方向にという方針が出ているところです。対象となるのは、出産後から産後1年以内のお母さんと赤ちゃんということになっておりまして、産後、体調が悪い方とか、育児に関して不安があるとか、そういう方が主に利用されてるというような状況です。ショートステイということで、1泊2日であったり、デイサービスということで、10時から夕方6時までの利用とか、その方の御希望に沿ったサービス提供をしております。

○議 長

植田議員。

○7 番

13ページのところで、はなさとこども園の給料のところで、はなさとで6

50万円の減額となっているんですが、この中身を教えてもらえますか。退職か何かがあったのかどうかも含めて。

○議長

岡田総務防災課長。

○総務防災課長

13ページの人件費の関係の御質問です。こちらのほうにつきましては、今回、減額の補正という形で提案させてもらってるんですけど、こちらほうにつきましては、当初、配置予定した人数よりも実配置の人数が減った関係で減額の補正、させてもらってます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。稲月議員。

○6番

概要の3ページですかね、上下水道課の分です。

農業集落排水事業のマンホールポンプ交換に伴う繰出金ということで今回出てるわけですが、そのマンホールポンプというのは各戸、それぞれの集落のところから吸い上げていく、汚水を吸い上げる、そういうポンプなのか、その建物本体にあるポンプなのか、ちょっと教えてください。

○議長

田中上下水道課長。

○上下水道課長

マンホールポンプにつきましては、各戸の宅内ポンプになります。

以上です。

○議長

稲月議員。

○6番

各戸ということで、分かりました。これって、結構長くかかって設置をしていったというふうに思っていますけれども、これが結局老朽化してくる年度というか、そういう年数がたってるということですよ。今後、それがもっとも増えてくるということなんですか。

○議長

田中上下水道課長。

○上下水道課長

ポンプなり設備につきましては老朽化が進んでるのは事実でございます、特にポンプにつきましては、耐用年数15年というふうに考えておりますので、

今後また交換等の作業が出てくるものと考えております。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第41号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第41号 令和6年度平群町一般会計補正予算（第3号）については原案どおり可決されました。

午前10時55分まで休憩します。

（ブー）

休 憩 （午前10時37分）

再 開 （午前10時55分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

山崎総務部長より発言を求められておりますので、許可いたします。山崎総

務部長。

○総務部長

申し訳ございません、貴重なお時間を頂戴し、ありがとうございます。

先ほど、議案第41号 6年度一般会計補正予算（第3号）の説明の中で、私、農村集落環境整備事業費の農業集落排水事業会計繰出金の中で、マンホールポンプを2台と御説明させていただきましたが、1台の誤りでございますので、よろしくお願ひします。

申し訳ございませんでした。

○議長

それでは、続きます。

日程第12 議案第42号 令和6年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。西岡事業部長。

○事業部長

議案第42号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第42号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第42号 令和6年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第13 議案第43号 令和6年度平群町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第43号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7 番

今年度から新たに9期がスタートしたということで、始まったばかり、けどほぼ半年になってくるんですが、介護給付費についてですね、この9期の計画と実際の給付費と乖離が出てき始めて、そういう兆しがあるのかないのかも含めて、今どのように分析されているのかお答えいただけますか。

○議 長

浅井福祉課長。

○福祉課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

第9期につきましては、今のところ、3か月分の給付費が出ております。それでいきますと、総給付費の1年間の、まだあくまでも3か月の予測ではあるんですけども、決算見込みとしましては、21億2,114万円になる予定となっております。こちらでいきますと、計画が21億7,500万円となっておりますので、大体97.5%ぐらいの実績率でいく予定となります。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第43号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第43号 令和6年度平群町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第14 議案第44号 令和6年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。西岡事業部長。

○事業部長

議案第44号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。馬本議員。

○12番

先ほど、農業集落排水事業で耐久年度、今回、償却の関係と固定資産税の関係あんなけど、このポンプは耐久年度、何年と見てるの。

○議長

西岡事業部長。

○事業部長

標準耐用年数として15年になっております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

20年と違うの、15年か。それ、どっち。どっちが正しいの。僕、ちよっ

とこれ聞いたら20年とおっしゃってんけどな。先ほど、農業集落排水事業のポンプは15年ですよと。こっちは15年と今おっしゃったけど、15年でよろしいのかなと思って。耐久年度は何年が正しいんですか。僕の調査では20年と聞いてますねけど。

○議長

田中上下水道課長。

○上下水道課長

すみません。ちょっとメーカーに確認したところ、15年と申しておりましたので、そういうふうに回答させていただきました。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

この場合は、償却資産として20年ということで作るのと違うの。固定資産のこれ償却するのと違うの。複式簿記やろ、そやからどっちですか。これは20年の償却資産ですか、まず聞かして。

○議長

田中上下水道課長。

○上下水道課長

失礼いたしました。減価償却としては20年でございます。おっしゃるとおりです。

○議長

馬本議員。

○12番

ということは、メーカーとしては、機械、15年で耐久年度、固定資産、減価償却するのに20年、どっち正しいの、これ。通常は20年と違うの。減価償却する分がそれだけの分と違うの。例えば、水道管一つにしろね、耐久年度ってあるやろう。40年やったら40年、けれども資産価値は5%残ってますよという、複式簿記の場合、せなあかんやろう。そういうことやろう。これ、今後調べてくれはったら結構やけど、そこら辺ね、きちっとした答弁、今後また求めますわな。

これで結構です。

○議長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第44号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第44号 令和6年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第15 議案第45号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第45号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第45号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第45号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第16 議案第46号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。西岡事業部長。

○事業部長

議案第46号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第46号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第46号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第17 議案第47号 奈良広域水質検査センター組合の解散についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。西岡事業部長。

○事業部長

議案第47号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7番

ほかのところにも関わると思うんですけども、今度、広域水道企業団、水質検査のセンターが解散されて、今後、その水質検査についてはどこでどういふふうに行うのかという問題と、この新たな広域水道企業団に参加をしない自治体もありますよね、奈良市とか葛城市とか、ほか、南のほうの村のところもあるんですけど、そこら辺はもう独自に、こういう水質検査みたいな形をそれぞれ独自に行うということになるのかどうか、その点ちょっと教えていただけますか。

○議長

田中上下水道課長。

○上下水道課長

失礼します。

まず、水質検査につきましては、この水質検査組合の機能がそのまま移管されますので、平群町などの参加する団体の水質検査についてはこのまま継続されるということです。企業団内の自治体につきましてはそういうふうになります。

それとあと、不参加のところの市町村の水質検査についてどうするかというのは、ちょっと今後協議になると思いますので、また、はい、させていただきますので。

○議 長

いいですか。ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第47号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第47号 奈良広域水質検査センター組合の解散については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第18 議案第48号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。西岡事業部長。

○事業部長

議案第48号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第48号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第48号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第19 議案第49号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。西岡事業部長。

○事業部長

議案第49号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。須藤議員。

○2番

第3条の2項、コンセッション方式による民間ですよね、端的に言うとなね。移行は行わないということなんですけど、料金収集とか検針だとか、そういう業務があるんですけど、この辺りの、例えば、実施は誰がやるのか、それとも民営化の可能性があるのかというあたりについてちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長

田中上下水道課長。

○上下水道課長

料金収集とかメーターの交換など、一部の業務につきましては委託の検討を行っているところであります。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。須藤議員。

○2 番

今委託をとということなんですが、これは今、企業団ですね、入られる自治体で構成されるわけなんですが、例えば、一括全て同一なところに委託するかどうか、そういうことはあり得るんですか。

○議 長

西岡事業部長。

○事業部長

事務委託につきましては、一応検討してる内容としましては、令和7年度中に企業団として、平群町、三郷、斑鳩と共同で窓口業務等、検針も含めまして包括委託を開始すると。企業団として委託する検討はしているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第49号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第49号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第20 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

令和6年9月3日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町初香台1丁目1番23号

氏 名 松田敏江

生年月日 昭和36年6月2日

以上でございます。

○議長

続いて、町長の説明を求めます。西脇町長。

○町長

ただいま朗読のありましたように、諮問第2号の人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、提案を説明させていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、様々な活動を行っていただいております。

前任者が令和6年12月31日で任期満了を迎えることから、新たに松田敏江氏を推薦したいので提案をさせていただきます。

松田敏江氏は、現在、平群小学校学校評議員やゆめさとこども園の評議員として活躍を頂き、これまでの経歴や人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見を頂きますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長

お諮りします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

続きまして

日程第21 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

令和6年9月3日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町若葉台5丁目13番1号

氏 名 山田三千子

生年月日 昭和28年2月18日

以上でございます。

○議長

続いて、町長の説明を求めます。西脇町長。

○町長

ただいま局長より朗読のありました諮問第3号の人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、

様々な活動を行っていただいております。

山田三千子氏は、令和4年4月1日より人権擁護委員として地域社会の福祉向上のため、御活躍を頂いており、引き続き、人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見を頂きますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長

お諮りいたします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

午後1時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時39分)

再 開 (午後 1時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第22 認定第 1号 令和5年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第 2号 令和5年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第 3号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第 4号 令和5年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 26 認定第 5 号 令和 5 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 6 号 令和 5 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 7 号 令和 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 8 号 令和 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 認定第 9 号 令和 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 認定第 10 号 令和 5 年度平群町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 32 認定第 11 号 令和 5 年度平群町下水道事業会計決算の認定について

以上 11 件を、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。認定第 1 号から認定第 9 号までの提案理由の説明を求めます。山崎総務部長。

○総務部長

認定第 1 号 認定第 2 号 認定第 3 号 認定第 4 号 認定第 5 号 認定第 6 号 認定第 7 号 認定第 8 号 認定第 9 号 提案理由説明

○議長

続きまして、認定第 10 号、認定第 11 号の提案理由の説明を求めます。西岡事業部長。

○事業部長

認定第 10 号 認定第 11 号 提案理由説明

○議長

続きまして、監査委員から監査結果の意見を求めます。井戸監査委員。

○監査委員（井戸太郎）

議会選出の監査委員の井戸太郎でございます。

それでは、一般会計、特別会計及び事業会計決算審査の結果を御報告申し上げます。

令和 5 年度の一般会計、特別会計及び事業会計の決算等については、本年 7 月 25 日から 8 月 16 日まで審査を行い、町長に意見書を提出いたしました。

審査方法については、各決算書及び決算附属書類などが関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合、確認などの手続を実施

いたしました。

その結果、審査に付された各会計の決算は、いずれも諸規定に準じて適法に作成され、計数は適正に処理されていることが認められました。

本日配付させていただいております決算審査意見書は、決算の概要、一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出状況の年度別・項目別明細、基金の運用状況等を項目ごとに記載しておりますので、精読いただきますようお願い申し上げます。

それでは、監査委員からの所見を述べさせていただきます。

令和5年度の一般会計と特別会計を合わせた本年度の総計決算額は、形式収支は約5億1,700万円の黒字、実質収支では約5億700万円の黒字となっています。なお、前年度からの繰越金の増減を表す単年度収支は5,200万円の赤字となっています。

一般会計歳入歳出で見ると、収支状況は、実質収支は約3億1,400万円の黒字、この実質収支から前年度の実質収支約3億5,800万円を控除した令和5年度の単年度収支は約4,400万円の赤字となっているが、財政調整基金より1億2,600万円を取り崩し、公債費で約3億2,700万円の繰上償還を実施していることから、実質単年度収支は1億5,600万円の黒字となっています。

歳入では、歳入総額に対する自主財源の比率は34.2%で、前年度より比較すると8.5%増加しています。主には町税や財産収入、寄附金によるもので、構成比全体では依然として低い状況にあり、今後も自主財源の根幹をなす町税や、今回減少が見られた使用料・手数料等について、受益者負担の原則に基づき、負担の適正化を確保するように努めることの要望をいたしました。

一方、歳出については、予算に対する執行率は91.4%となっており、前年度より比較すると1.3%増加しています。引き続き、的確な決算見込みの把握に努め、財源の有効活用にさらに努めることの要望をいたしました。

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は88.4%となり、前年度と比較すると2.1ポイント減少しています。健全化判断比率である実質公債費比率12.7%や将来負担比率140.7%は、改善は見られるが、今後も新たな町債の発行を極力抑え、義務的経費も含めた歳出全般の抑制に努め、町債残高全体の縮減を図ることに留意しなければならないと意見しました。

特別会計については、各会計を総括すると、歳入総額約52億3,300万円、歳出総額約50億4,000万円となり、差引き額約1億9,300万円、翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支は差引き額の1億9,300万円の黒字となっており、各会計は、収支同額もしくは黒字となっています。特に、

国民健康保険特別会計は、令和5年度実質収支は1億7,000万円の黒字となったが、単年度収支で見ると、前年度に続き、赤字決算となっています。今後、財政運営の主体となる県とともに、保険者として、県単位化においても、持続的に安定して医療を受けられる財政基盤の確立に努めていただきたいと思います。

次に、事業会計の水道事業会計は約1,500万円の損失を計上しており、年度末剰余金も約4,800万円計上していることから、必要な費用に対して収入が足りていないことを指摘しました。平群町水道ビジョンの財政シミュレーションでは、令和6年度に料金改定予定ではあるが、令和7年度より、(仮称)奈良県広域水道企業団の事業開始が予定されており、料金改定を見送ることから、企業団事業の開始まで、さらなる削減に努めるよう、公営企業としての経営改善が強く求められることを指摘しました。また、未収金の回収に努めるように求めました。

下水道事業会計は約7,100万円の利益を計上しており、前年度の剰余金約9,600万円と合わせて、年度末の剰余金は約1億6,700万円を計上していることから、問題なく事業を推進しているものと判断いたしました。また、徹底した経費の削減を図るなどを指摘し、事務改善に努めるよう求めました。

最後に、これから迎える少子高齢化に伴う社会保障費の増加、これまで発行してきた町債の償還が高止まりにあることから、非常に厳しい財政運営を余儀なくされている状況であり、まだまだ健全財政とは言えず、常に事務事業について効果検証を行い、限りある財源の中で有効かつ必要な施策のみを選択し、取り組むことが必要不可欠であると考えます。

町が直面している社会保障費の増加や公共施設の老朽化などの課題に今後対応するため、現在取り組んでいる平群町緊急財政健全化計画に基づいた施策を引き続き実施し、効果を上げていただきたいと思います。当面の収支不足による赤字決算を回避し、重症警報の指摘部分の改善に対応する早期集中プランと将来的な財政体質の改善に向けた中期対応プランを着実に推進し、今後全ての事業に対して事業内容を精査し、現状に見合った必要性の可否や、事業ごとに成果の検証や執行の方法の見直しなどを行うなど、全ての事務執行が形骸化することなく、常にコスト意識を持って適正かつ効果的な予算執行を行うことを心がけ、持続可能な自治体運営に努め、この危機的な財政状況を乗り越えていただきたいと思います。

以上、御報告とさせていただきます。

○議 長

御苦労さまでした。

○議 長

午後 2 時 4 5 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2 時 3 0 分)

再 開 (午後 2 時 4 5 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

これより本案 1 1 件に対する質疑に入ります。

まず、認定第 1 号 令和 5 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。植田議員。

○ 7 番

資料の請求と、もう一つはお願いなんです。

お願いはね、今回の決算の資料、事前資料の中の 2 2 ページの学童保育の定員とか入所人数のところ、これ、今回はいいんですけども、予算のときの資料と同じ形式にさせていただきたい。予算のときにはここに全児童数も入ってきてるので、そういう同じような表で決算と予算で出させていただきたいと思うんですが、その点、可能だと思うんですが、どうでしょうかというのが一つ。

それと、平群の役場の裏のところと、それから南北にリサイクルのステーションができたと思うんですけども、そこでの回収量、それから売却金額というの。だから、平群のそういうリサイクルで使って売却できてるものについて、量と種類と金額というのを表にして出させていただきたいんですけども、それはお願いしたいと思います。

それともう 1 点、公債費のところ、道路新設改良事業債の内訳を出していただきたいというふうに思いますけれども、すみませんが、その点についていかがでしょうか。

○議 長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

今、住民福祉部関係、2 点御指摘を頂きました。

まず、事前にお渡しをしております資料の学童保育の表の表しでございます

けれども、これ、次回からということで、予算の様式と同じような形で御提出をさせていただきたいというふうに思います。

あとそれと、リサイクルステーションでのそれぞれの種類ごとの量と金額を一覧表にしたものにつきましては、提出のほうをさせていただきます。

○議長

事業部長。

○事業部長

道路新設改良債の内訳ということで、提出させていただきます。

○議長

ほかに質疑ございませんか。森田議員。

○11番

そもそも論の話ですけれども、決算の認定は予算に基づいて執行を認定するわけですね。この資料を見てるとですね、過去の4年度はどうとかいうふうにかかれてるんですけどね、違うと思うんですよ。それは、資料としてはいいんですけども、予算が幾らあって、執行がどうだということを、私は必要だと思うんですよ。今さらそういうことを言っても仕方ないんですけども、取りあえず一般会計だけなんですけども、予算の状況と執行状況のことを何か簡条書で資料出していただけませんかでしょうか。

○議長

今ので分かるか。浦井政策推進課長。

○政策推進課長

そしたら、当初予算から補正予算、決算に至る簡単な経緯ですね、まとめさせていただきますして、提出させていただきます。

○議長

ちょっと待って。まとめるって全部まとめるのか。そんなことできへんやろう。浦井課長。

○政策推進課長

総額ベースかなというふうに思うんですけども、その形でもよろしいですか。

○議長

そうやんか、具体的に。森田議員。

○11番

主なものの予算がこうであってですね、執行がこうだということは当然つかんでおられると思うんですよ。決算書にも調べれば出るんでしょうけども、我々仕事は認定ですから、予算に対する執行状況の。

○議長

いや、これは何なん、これ。

○ 1 1 番

そこまで、つけてる資料までいなくていいので、主な項目のついてる予算と執行状況ですね、分かれば。

○ 議 長

いや、だから、これは何なの。山崎総務部長。

○ 総務部長

すみません、森田議員の御質問なんですけれども、資料といたしましては、主な事業の推移といたしまして、令和5年度決算成果報告書という資料がございまして、そこに主な事業の執行状況という、当初予算の決算額というのを上げさせていただいておるんですけれども。はい。

○ 議 長

森田議員。

○ 1 1 番

それは我々も配付受けておりますんですけどね、そうじゃなくて、もう少し粗くてですね、例えば人件費が全体でどうだって出てくるでしょうけども、資料として出てるんだけども、そういうことが分かるように、不用額の、これについては5だったとか、不用額は年々増えてきてるんですよね。その辺のことをもう少し分かりやすく出していただけたらありがたいと思うんですけども、今部長がおっしゃってることは私も資料持ってますし、分かっているんですけどね。

○ 議 長

森田議員、具体的にこの事業でどうなってるとか言ってもらったほうが資料としてはいいんじゃないですか。森田議員。

○ 1 1 番

予算が、例えば道路新設とか道路改良が幾らだということは出てるわけじゃないですか。そのような主な事業についてですね、もう少し分かりやすく出していただけませんかでしょうか。決算の資料としてですよ。

○ 議 長

だから、具体的に言わないと、全部ということになるとすごい幅広くなるんで、ちょっと絞ってもらったほうがいいんですけど。

○ 1 1 番

主なって言ってますやんか。

○ 議 長

主なって、何を主というか、人それぞれになっちゃうから。どうですか、そ

れでいいんですか。それで出せるんだったら出してくださいね。山崎総務部長。

○総務部長

主な事業となりますと、あとまた明確化できない部分がありますので、事業費の何千万円以上というような形でのまとめ方というのは可能かなと思うんですけど、5,000万円以上であったり1,000万円以上であったり、そういった形の事業が。はい。

○議長

森田議員。

○11番

滞納について、全会計ですけれども、滞納の状況を分かるようにしていただけないでしょうか。滞納のスタートがいつであってですね、いつまでが滞納であって、1人の人が複数年間滞納してるかどうかという人数も含めて出ませんか。

○議長

いや、さっきの事業に対することとはまた別ですね。

○11番

新たなやつを言うてる。

○議長

さっきのやつはどうするんですか。今、金額一定規模以上の事業についてというふうに……。

○11番

結構です。

○議長

それ、一定の規模、じゃあ1,000万円なら1,000円でいいんですか。1,000万円を出せるの。先それ。相当な数になると思うよ。出せるねんね。山崎総務部長。

○総務部長

すみません、ちょっと事業がどれだけあるかというのはあれなんですけど、一定5,000万円を基準に事業を出せたらというふうに考えております。以上でございます。

○議長

5,000万円やね。

○総務部長

はい。

○議長

はい、分かりました。

その後の滞納についてはどうですか。これは、各課分かれるけど、主には税務になるから総務やな。

○議 長

税務課長。

○税務課長

そしたら、税務としての確認できる滞納の分については、詳細についてはちょっとお聞きさせてもらって、どういうものが必要であるかというのを再度ちょっと確認さしてもらった上で、提供できるものはさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長

国保とか介護も全部税務で分かるねんね。

○税務課長

いや、税務のほうで……。

○議 長

税務の分だけか。ちょっと相談するか。ちょっと休憩するか。

「はい」の声あり

○議 長

暫時休憩、どれぐらい。

「5分ぐらい」の声あり

○議 長

5分ですので、暫時休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時55分)

再 開 (午後 2時59分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

山崎総務部長。

○総務部長

すみません、貴重なお時間頂きましてありがとうございます。

森田議員のお述べの資料につきましては、個人別になると、ちょっとなかなか出すというのはちょっと難しい部分がありまして、今現在、町税の決算附属資料につきましては、8ページでは、町税の滞納部分の調書は出させていたでるんですけど、ほかの部分に関しましても、科目ごとに滞納額が何ぼで総額の数は何人という形で出させていただけたらなと思います。

以上でございます。

○議長

森田議員、よろしいですか。森田議員。

○11番

水道はもう来年度、向こう行くので、水道はもう結構なんですけどね。

今、部長からお話あったんですけどね、その滞納の個人1人ずつのことは何も言ってないんですよ。先ほど、今日の議会冒頭であった不納欠損のときでも、20か月とか50か月、五十何か月とか滞納してる方、いらっしゃったわけじゃないですか。だから、それが複数年になってるのか、1年だけで終わってるということはまずないと思うんですけどね、だからその辺の状況をもっと詳しく、当然つかまれていると思うんですよ。これ、滞納が、不納欠損したら損金になっていくわけですから。それは町営住宅とかですね、非常に生活困窮者の方もいらっしゃると思うんですけどもね、やっぱり私のほうにも住民の方から、あれはどうなってんねんとかいう話が出てきてるわけですから、それはもうお任せしますから、もう少し詳しく出してほしいと。

○議長

はい、ほかにございませんか。よろしいですか。山田議員。

○10番

1点だけ。

斎場の火葬件数なんですけど、町内、生駒市、以外と分かるように、3年間ぐらい、できれば動物火葬も含めて、3年度分ぐらいの過去のをお願いできますか。併せて、葬祭棟はほとんど町内だと思うんですけども、使用回数、年ごとのね。よろしくお願ひします。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいまおっしゃっていただきました火葬の関係です。過去3年間の部分の

動物火葬も含めた件数ですね。それと、町内、町外ごとの区分、また葬祭棟の使用状況について、資料としてお出しさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。稲月議員。

○6 番

資料の21ページですかね、こども園のクラス別園児数という資料を出していただいています。

「ページ数は23」の声あり

○6 番

ページ数23で資料21です、すみません。

そこでね、ゆめさとこども園の子どもさん、定員が65、園児数が65ですね。うち、支援児が11ということで、2クラスの編成ということになってるんですけどもね、非常に私、ちょっと疑問に思うのは、小学校でも30人学級ですよ。30人を超えると1学級増やしていくというふうに、大勢の子どもさんを1クラスで教育をしていく、また保育をしていくということは困難やということですね、小学校でもそういうふうになってるのにね、なぜこども園で定数以上、30人に1人という配置基準については、先生はたくさん入ってるんですけどね、クラスの定員数というのが30人以上ですよ、これ二つに割ったら。なぜそういうことになるのか、ちょっと教えていただきたいんです。

○議 長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

すみません、大変申し訳ないんですけれども、こちらのクラスなんですけども、5歳児は3クラスです。3歳児が2クラスの間違いです。すみません、訂正のほう、よろしく願いいたします。すみません、申し訳ないです。

○議 長

ほかにございませんか。稲月議員。

○6 番

分かりました。

もう1点についてはですね、決算書の121ページ、平和啓発推進費の項目です。負担金、平群平和のための戦争展実行委員会負担金、これが6万円ということで、予算も6万円やし決算も6万円と。これ、今年17回やったというふうに思うんです。初めから多分6万円やったと思うんですよね。ずっと17

年間6万円で作ってきてると。しかも、この内訳については、講師の講演料、最初の頃は講演なんてやってなかったんですよね。だんだん、やっていく中で記念講演をやろうということで、講演を始めて講演を入れてるんですよね。そういうことも含めて6万円なんです。

その上のほうのふれあい推進事業費ですね、人権の対策協議会、人権対策ということで、毎年、人権を考える日とか、いろんなどころでの講演というのをやっていただいて、非常に感銘を受けるいいお話を聞かせていただいているわけですが、それについては10万円ついているわけですよね。というところ辺で言えばね、同じ人権を守らないかん、平和であることが人権を守る一番大事なことやというふうに思うんですけども、そういうところの取組の中でね、片方では映画も講演も諸費用、いろんな経費、備品やら消耗品費、全部突っ込みで6万円というのがずっと17年間も続いているという、1円たりとも上がらないという非常に矛盾した現状があるんです。その辺で、非常に私もずっと実行委員をやっている中で疑問に思ってますし、充実したものにしていきたいという実行委員さんたちの切なる願いというのがかなえられないし、住民に対しても非常に申し訳ない話やなというふうに思ってますので、その辺、意見としてちょっと言わせていただきます。

○議 長

質問してください。

○6 番

質問は、なぜそういうふうに17年間も上げないのはなぜなんですか。

○議 長

寺口理事。

○理 事

補助金額の見直しということでもあります。これにつきましては、他団体の方にもいろいろ補助金等を交付させてもらっている中で、他の事業との兼ね合いとかということもあります。とりわけ、この平和啓発推進事業につきましては、予算6万円ということで、いつも集まっていた中で話合いをしていたくわけなんですけれども、6万円の中でできる範囲の啓発をやろうというところから始まったというような認識をしております。つきましては、ちょっと予算の関係もあるんですけども、当面この6万円で啓発のほうをお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。よろしいですか。いいですか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第1号についての質疑を終わります。
説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

続きまして、認定第2号 令和5年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。質疑ございませんか。植田議員。

○7 番

資料請求です。

去年の決算のときに追加資料として出していただきました住宅使用料等決算資料、これ去年、追加資料で出てるので。それと、今回、多分最初の資料で入ってないん違うかな。出していただきたいんですが。資料請求。住宅使用料と決算資料と去年の追加資料。だから、町営住宅の。

「終わってるやんか」の声あり

○7 番

いや、何で。新築資金のやで。

○議 長

住宅。違うやんか。

○7 番

議長、ごめん。

○議 長

植田議員、ちゃんと言って。

○7 番

すみません。一般会計のところで言わなあかんかった。すみません。

ちょっと終わってしまったんですが、去年、追加資料で出してもらってる住宅使用料等決算資料というのがあるんです。これと同じような今年の分を出していただくことは可能ですか。

○議 長
今、新築資金やで。今、新築資金の……。

○7 番
そう、だから間違っただけです。すみません、私が間違いました。

○議 長
そしたらいいですね。
質問あるの。いいですね。

○7 番
はい。

○議 長
ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、認定第2号について、質疑を終わります。
続いて、認定第3号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定についての質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、認定第3号についての質疑を終わります。
続いて、認定第4号 令和5年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定についての質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、認定第4号についての質疑を終わります。
続いて、認定第5号 令和5年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の
認定についての質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第5号についての質疑を終わります。

続いて、認定第6号 令和5年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第6号についての質疑を終わります。

続いて、認定第7号 令和5年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第7号について、質疑を終わります。

続いて、認定第8号 令和5年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第8号についての質疑を終わります。

続いて、認定第9号 令和5年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第9号についての質疑を終わります。

続いて、認定第10号 令和5年度平群町水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第10号についての質疑を終わります。

続いて、認定第11号 令和5年度平群町下水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。質疑ないですか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第11号についての質疑を終わります。

本案11件に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案11件については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託した上、審査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算審査特別委員会の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議 長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定しております。お手元に配付いたしました名簿のとおり、6名を選任いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し述べましたとおり決定いたしました。なお、委員長に岩崎議員、副委員長に森田議員にお願いしたいと思いま

すが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。御多忙のところ恐縮ではございますが、9月5日、6日の両日、決算審査特別委員会をよろしくお願いいたします。

続きまして

日程第30 先進地視察計画書について
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、先進地視察計画についての報告を求めます。山田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山田仁樹）

お手元にお配りしておりますとおり、先進地視察計画書を提出させていただきます。

視察年月日が令和6年10月4日。視察地といたしまして、京都府京丹波町。視察目的は、新庁舎建設と議会運営について。参加議員は全議員が対象です。

また、当局側の参加者についても、担当職員が御同行いただけたらと思っております。あと、随行者は議会事務局職員ということで視察計画書を提出いたします。

○議 長

ありがとうございます。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました先進地視察計画書のとおり実施することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、報告がありました先進地視察計画書のとおり実施することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会します。

（ブー）

散 会 （午後 3時20分）